

京都市立桃陽総合養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第7号

京都市立桃陽総合養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第3条第2項中「及び京都大学医学部附属病院内」を「，京都大学医学部附属病院内，京都府立医科大学附属病院内及び京都第二赤十字病院内」に改める。

第33条第4号中「又は京都大学医学部附属病院」を「，京都大学医学部附属病院，京都府立医科大学附属病院又は京都第二赤十字病院」に改める。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

(京都市教育委員会指導部総合育成支援課)